

徳島県放置自動車事務処理要領

(主旨)

第1条 この要領は、徳島県生活環境保全条例（平成17年徳島県条例第24号。以下「条例」という。）及び徳島県生活環境保全条例施行規則（平成17年徳島県規則第30号。以下「規則」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(情報提供の受付)

第2条 県が所有し、又は管理する土地（以下「県有地等」という。）における放置自動車に関する情報の提供は、県有地等の管理担当部署で受け付けるものとする。
2 当該県有地等の管理担当部署以外のところに情報の提供があった場合は、速やかにその県有地等を管理する部署に連絡を行うものとする。

(現場確認等)

第3条 当該県有地等の管理者（以下「管理者」という。）は、放置自動車に関する情報の提供を受けたとき又は放置されている自動車を発見したときは、放置自動車整理簿（第1号様式）に所定の事項を記載するものとする。

(現場調査等)

第4条 管理者は、前条で確認をした日から10日以上経過したときは、現場調査ができるものとする。
2 前項の調査は、放置自動車整理簿（第1号様式）に基づき行うものとする。
3 管理者は、調査を行ったときは、警告書（第2号様式）を当該放置自動車に貼り付けるものとする。

(関係機関への照会等)

第5条 管理者は、前条の調査の結果、当該放置自動車の自動車登録番号又は車台番号が判明したものについて、当該放置自動車の所有者等（以下「所有者等」という。）を確認しようとするときは、第3号様式により当該放置自動車の登録を所管する運輸支局長等に対し、照会するものとする。
2 管理者は、前条の調査の結果、当該放置自動車に犯罪にかかわりがあるものかどうか、第4号様式により当該放置自動車が放置されている県有地等を所管する警察署に対し、照会するものとする。
3 管理者は前項の照会により知り得た情報については、放置自動車を撤去するため以外の目的に利用してはならない。

(移動、保管)

第6条 管理者は、条例第129条第2項の規定による警察署への通知は、第5号様

式により行うものとする。

- 2 管理者は、条例第129条第3項の規定による当該放置自動車の所有者等への通知は、放置自動車移動保管通知書（規則第53号様式）により行うものとする。
- 3 管理者は、条例第129条第3号のただし書きによる公示は、第6号様式によるものとする。

（撤去勧告等）

第7条 管理者は、第5条の規定による照会等により所有者等が判明したときは、当該所有者等に対し、条例第130条第1項の規定による撤去（引取り）勧告（第7号様式）の手続きを行うものとする。

- 2 前項の勧告は、配達証明郵便で行うものとする。
- 3 勧告に伴う撤去期限は、勧告の日から1か月とする。

（撤去命令等）

第8条 管理者は、条例第130条第2項の規定による撤去命令（第8号様式）を行うときは、あらかじめ弁明の機会（第9号様式）を与えなければならない。

- 2 前項の命令は、配達証明郵便で行うものとする。
- 3 命令に伴う撤去期限は、命令の日から1か月とする。

（自動車廃物認定委員会への申請）

第9条 管理者は、条例第131条第2項の規定により自ら廃物と判断できない放置自動車について、第10号様式により環境指導課に対し依頼するものとする。

- 2 環境指導課は、管理者より廃物認定について依頼を受け付けたときは、速やかに直近の委員会に諮問するものとする。

（委員会の開催）

第10条 委員会は、原則として四半期に1回開催するものとする。

（認定の告示等）

第11条 管理者は、条例第131条第1項の規定により、自ら廃物と認定したとき又は廃物認定委員会から廃物と認定出来る旨の答申を受けたときは、速やかに条例第131条第3項の規定により、廃物認定の手続きを行うものとする。

- 2 管理者は、条例第131条第3項の規定により告示を行ったときは、遅滞なく当該放置自動車に撤去告知書（第11号様式）を貼り付けるものとする。

（廃物認定）

第12条 管理者は、条例第131条第3項の規定により告示を行った日の翌日から14日を経過したときは、当該放置自動車を廃物として認定するものとする。

（認定外の告示等）

第13条 管理者は、条例第131条第1項の規定により廃物として認定することが困難な放置自動車であって、その所有者等が判明しなかったときは、速やかに条例第132条第2項の規定により告示の手続きを行うものとする。

2 管理者は、前項の規定に基づく告示を行ったときは、遅滞なく当該放置自動車に撤去告知書（第12号様式）を貼り付けるものとする。

（処分）

第14条 管理者は、廃物の認定したとき又は前条の規定に基づく告示を行った日の翌日から6月を経過したときは、速やかに当該放置自動車の処分を行うものとする。

2 管理者は、前項の規定に基づき放置自動車を処分する場合は、使用済自動車の再資源化等に関する法律等関係法令に基づき適正に処分するものとする。

（保管放置自動車の返還等）

第15条 管理者は、条例第129条第1項の規定に基づき移動保管した放置自動車を返還するときは、当該自動車等に対し、保管放置自動車返還申請書（第13号様式）を提出させるものとする。

（費用の請求）

第16条 管理者は、条例第133条の規定に基づく費用の請求をする場合は、費用請求書（第14号様式）により行うものとする。

（実績報告）

第17条 当該条例の対象となる放置自動車を所管する管理者は、第15号様式により環境指導課に対し実績報告を行うものとする。

（疑義の解決）

第18条 管理者が「放置自動車の撤去」の執行上、疑義が生じた場合は、環境指導課と協議の上処理するものとする。

附則

この要領は、平成17年10月1日から施行する。

附則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。